

平成30年度の国民健康保険税率を改正します

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、平成30年度から国民健康保険の財政運営が市町村から都道府県に変わります。

この制度改正に伴い、大崎市の国民健康保険税率を次のとおり改正します。

| 税率・税額 | 応能分 (能力に応じる負担) 所得割+資産割 | | 応益分 (等しく負担) 均等割+平等割 | |
|-------------|------------------------------|-----|---------------------------|---------|
| | 所得割 | 資産割 | 均等割 | 平等割 |
| 平成30年度(3方式) | | | | |
| 医療分 | 5.95% | | 20,800円 | 16,000円 |
| 後期高齢者支援金分 | 2.48% | | 8,500円 | 6,500円 |
| 介護納付金分※1 | 2.42% | | 10,200円 | 5,200円 |

| 税率・税額 | △ | | ▲ | |
|-------------|-------|--------|---------|---------|
| | 所得割 | 資産割 | 均等割 | 平等割 |
| 平成29年度(4方式) | | | | |
| 医療分 | 9.80% | 30.90% | 20,800円 | 17,900円 |
| 後期高齢者支援金分 | 1.50% | 5.00% | 3,500円 | 3,100円 |
| 介護納付金分※1 | 2.30% | 8.40% | 7,000円 | 3,900円 |

※1 介護納付金分は、40歳以上65歳未満の被保険者に賦課します。

賦課割合
賦課割合は、必要な保険税額を100%とした時のそれぞれの割合を示すものです。保険税率を示すものではありません。

| 平成30年度 | △ | | ▲ | |
|--------|---------|---------|---------|---------|
| | 所得割 50% | 資産割 50% | 均等割 35% | 平等割 15% |
| 平成29年度 | ▲ | | ▲ | |
| | 所得割 50% | 資産割 10% | 均等割 28% | 平等割 12% |

平成30年度からは、「所得割」、「均等割」、「平等割」の3項目で税額を算定します。

賦課割合を変更します

国民健康保険税は、所得などの能力に応じて負担する「応能分」の所得割と資産割、加入者が等しく負担する「応益分」の均等割と平等割を、国民健康保険税の賦課総額に対して按分して賦課しています。

資産割の廃止に伴い、所得割・均等割・平等割の賦課割合を変更します。(上表参照)

●世帯ごとの国民健康保険税額を試算することもできますので、税務課にお問い合わせください。

新しい税率での国民健康保険税納税通知書の送付

新しい税率の納税通知書(納期3~10期分)は、7月中旬に送付します。年金から引き落としで納税している人には、8月上旬に送付します。

固定資産課税台帳などの縦覧・閲覧

共通事項

縦覧・閲覧期間

4月2日(月)~5月31日(木)
(土日曜日、祝日を除く)

閲覧場所

税務課土地担当・家屋担当
(市役所本庁舎3階)、各総合支所市民福祉課税務担当
※代理人の場合は、本人自筆の委任状(法人は代表者からの委任状)が必要です。

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

土地または家屋を所有する納税者は、他の固定資産と比較して、価格が適正かどうかを確認することができます。

対象者

土地・家屋の所有者で納税者

内容

土地価格等縦覧帳簿(所在地、地番、地目、地積、価格)、家屋価格等縦覧帳簿(所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格)の縦覧

持ち物

固定資産税納税通知書または課税明細書(前年度分も可)、本人確認書類(運転免許証など)

届け出のお願い

市内に所有する固定資産(未登記家屋)に次の変更があった場合は、税務課家屋担当に届け出をお願いします。

- ①建物を取り壊した場合
- ②所有者を変更した場合(所有権移転登記をする場合は不要)

まちづくり推進課地域自治・NPO担当 ☎ 5069

集会所・掲示板の整備費用の一部を補助します

地域住民のコミュニティ活動の振興および円滑な運営を図るために集会所の整備に対する費用の一部を補助します。

受付期間

4月2日(月)~27日(金)

対象

事業計画があり、年度内に完了する事業

その他

① 予算の範囲内で補助を行います。申請件数が多い場合は、優先度を考慮して事業を採択します。

② 大規模な災害で被害を受けた集会所の整備は、別途相談してください。

③ まちづくり推進課地域自治・NPO担当 ☎ 5069

④ 各総合支所地域振興課地域づくり担当

補助対象の種類と補助上限額

| 集会所の整備 | 補助率 | 上限額 |
|-----------------------|----------|--------|
| 新築・改築 | 工事費用の75% | 1125万円 |
| 増築 | 工事費用の75% | 375万円 |
| 修繕工事、外構工事、既存建物の解体工事など | 工事費用の75% | 375万円 |
| 排水処理施設整備 | 工事費用の75% | 75万円 |
| 掲示板の新設・改修・修繕 | 工事費用の75% | 15万円 |

| 田尻 | 鳴子 | 岩出山 | 鹿島台 | 三本木 | 松山 |
|------|------|------|------|------|------|
| ☎ 39 | ☎ 82 | ☎ 72 | ☎ 56 | ☎ 52 | ☎ 55 |
| 1111 | 2191 | 1211 | 7111 | 2111 | 2111 |

各問い合わせ先

障がい者や高齢者への移動費助成制度があります

各制度の詳しい内容は、お問い合わせください。

障がい者向けの助成

福祉タクシー利用

内容 1枚600円のタクシー券を月4枚交付

対象 世帯員全員が住民税非課税で、身体障害者手帳1・2級、内部障害3級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳Aのいずれかに該当する人

心身障害者自動車等燃料費

内容 1枚500円の助成券を月4枚交付

対象 世帯員全員が住民税非課税で、次のいずれかに該当する人

- ① 身体障害者手帳1・2級、内部障害3級、精神障害者保健福祉手帳1・2級のいずれかに該当する人で、自動車などを所有し運転している人、または障がい者所有の自動車運転する人が同一世帯にいる人
- ② 身体障害者手帳下肢障害3級の人で、自動車などを

所有し運転している人
療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級のどちらかに該当する人、または18歳未満で身体障害者手帳1・2級、内部障害3級のいずれかに該当する人のうち、障がい者のために運転する人が同一世帯にいる人

高齢者向けの助成

高齢者タクシー利用

内容 1枚600円のタクシー券を月2枚交付

対象 次を満たす在宅高齢者

世帯員全員が65歳以上の人

- ① 要支援、要介護、事業対象者に認定された人
 - ② 住民税非課税世帯、生活保護受給世帯の人
- 内容 助成券を月2枚交付し、通院などで利用する福祉有償運送の迎車料金(全額)、乗車料金の乗車距離1キロメートルごとに50円を超える額、待機料金の10分ごとに50円を超える額を助成
- 対象 65歳以上の在宅高齢者で要介護3~5の認定を受け、交通機関を利用するのが困難な人

申し込みと注意点

| 障がい者向け助成の申し込み |
|---|
| 持ち物 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳、印鑑、車検証・免許証(燃料費助成のみ)、本人か申請者の個人番号カードまたは通知カード |
| 申込先 社会福祉課障がい福祉係または各総合支所市民福祉課地域福祉担当 ☎ 23-2167 |
| 高齢者向け助成の申し込み |
| 持ち物 介護保険証、印鑑、本人確認書類(運転免許証・健康保険証など)、個人番号通知カード(高齢者タクシー利用助成のみ) |
| 申込先 高齢介護課高齢福祉係または各総合支所市民福祉課地域福祉担当 ☎ 23-6085 |
| 注意点 |
| 障がい者向け・高齢者向けの各助成や、重度障害者福祉有償運送利用助成、グループタクシー利用助成の重複利用はできません。また、社会福祉施設に入所している人、3カ月以上入院している人は利用できません。 |